

乳児等通園支援事業の概要

1 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間（10 時間まで）の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施する。

2 事業概要

項目	内容
対象となるこども	周南市の住民基本台帳に登録があり現に居住している <u>0歳6か月～満3歳未満</u> の保育所等（※）に入所していないこども ※保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所、企業主導型保育事業所
実施施設	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等(居宅訪問型を除く)、認可外保育施設、幼稚園、子育て支援センター 【令和7年度実施施設 保育所、幼稚園、子育て支援センター】
利用時間	こども1人当たり <u>月10時間</u> を上限 ・当月分で余った利用時間の繰越しや翌月分の繰上げ利用はできない ・1時間単位での利用とし、1時間未満の利用は1時間とみなす
利用料金	こども1人当たり <u>1時間300円</u> （減免規定あり） ・利用料金は施設が利用者から直接徴収 ・当日キャンセルのキャンセル料は徴収しない（利用時間は減算） ・利用時間が月の上限枠を超えた場合は、別に料金が加算
実施方法	一般型：利用定員を設定し専従職員を配置して実施 ・在園児合同…在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法 ・専用室独立実施…専用室で預かる方法 余裕活用型：保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる方法（※市の試行的事業では実施しない）
職員配置	児童の年齢・人数に応じた乳児等通園支援従事者を配置（児童の年齢：4月1日現在の満年齢） ・0歳児：3人につき保育士1名 ・1・2歳児：6人につき保育士1名 乳児等通園支援従事者のうち、半数以上を保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。
設備基準	児童の年齢・人数に応じた面積を有する保育室等を確保（児童の年齢は、4月1日現在の満年齢） ・乳児室 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき 1. 65㎡ ・ほふく室 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき 3. 3㎡

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき 1.98㎡ ・ 便所他、乳児等通園支援事業実施に必要な用具の設置
利用まで手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用希望者から市へ利用認定を申請 2 市が要件などを審査し、後日、「利用認定通知」とシステム利用に必要なアカウントを発行 3 「利用認定通知」を受けた人は、システムで希望する施設へ面談を予約 4 面談終了後に、利用日や一日の利用時間などを予約し利用を開始
補助基準額	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本分（こども1人当たり1時間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児：1,300円 ・ 1歳児：1,100円 ・ 2歳児： 900円 2 障がい児加算（こども1人1時間あたり） <ul style="list-style-type: none"> 障がい児を受入れ、かつ、配置基準以上の保育従事者を配置した場合：400円 3 減免分加算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯 300円 ・ 住民税非課税世帯 240円 ・ 市民税所得割 77,101円 210円

認可について

1 法的根拠

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされており、市で事業を実施する場合、市の認可を受ける必要がある。認可の基準は、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）」をもとに、条例で定めなければならない。市では、令和 7 年 3 月に「周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めている。

2 乳児等通園支援事業の認可に関する流れ

- (1) 市町村と認可の乳児等通園支援事業の認可申請を行おうとする者との事前協議
- (2) 乳児等通園支援事業の認可の申請
- (3) 認可の申請に関する書類審査（現地確認を含む。）
- (4) 周南市こども育成対策審議会への意見聴取
- (5) 設置認可
- (6) 開所

3 認可の申請に関する審査等

市町村長は、乳児等通園支援事業に関する認可の申請があったときは、条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同条第 4 号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

4 認可手続に係る提出書類

- (1) 児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 1 項各号及び第 2 項各号
 - ・ 名称、種類及び位置
 - ・ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - ・ 事業の運営についての重要事項に関する規程
 - ・ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
 - ・ 収支予算書
 - ・ 事業開始の予定年月日
 - ・ 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
 - ・ 乳児等通園支援事業を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
 - ・ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号の規定に該当しない旨の誓約書
- (3) (1)(2)とは別に市が必要とする確認書類

5 認可基準

事業を実施するにあたって、市条例で規定する設備運営基準を満たすことが必要。「周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に事業実施者が遵守すべき項目を定めている。

(1) 職員配置

一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者を置く必要がある。職員の配置基準については、次の区分に応じた数以上とする。

- ・乳児 おおむね3人につき1人
- ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

また、乳児等通園支援従事者のうち、半数以上を保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。ただし、一般型乳児等通園支援事業が保育所等と一体的に運営し、他の保育士等の支援が受けられる場合は一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(2) 設備・面積基準

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- イ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所については、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- ロ 乳児室の面積は、乳児又はイの幼児1人当たり1.65㎡以上とすること。
- ハ ほふく室の面積は、乳児又はイの幼児1人当たり3.3㎡以上とすること。
- ニ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- ホ 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- ヘ 保育室又は遊戯室の面積は、帆の幼児1人当たり1.98㎡以上とすること。
- ト 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(3) 食事の提供

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(4) 安全配慮

- ・非常災害への具体的計画と訓練
- ・安全計画の策定
- ・衛生管理

(5) 人格の配慮等

- ・利用乳幼児の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重すること
- ・利用乳幼児に対し差別的な取扱いをしないこと
- ・利用乳幼児に対し虐待等行わないこと

(6) 秘密保持、苦情の対応、研修の確保

- ・職員は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じること
- ・職員の資質向上のための研修の機会を設けること